

新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン

(第8版)

—学生・教職員用—

本ガイドライン(第8版)は令和5年4月1日～令和5年5月7日に適用されます。
(第7版から緩和した部分は、取消線を付しています)

なお、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に引き下がります。

令和5年5月8日以降の対策については、後日、別途お知らせいたします。

令和5年4月1日

岐阜工業高等専門学校

目 次

I. 岐阜高専における新型コロナウイルス感染症への対応方針と体制 P.1~2

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 基本方針-----1 | 7. 学生相談室の対応（心のケア）-----2 |
| 2. 体制-----1 | 8. 行事等への対応-----2 |
| 3. 情報の収集・提供-----1 | 9. 欠席・休暇の扱い-----2 |
| 4. 感染拡大防止-----1 | 10. 差別や偏見に対する相談-----2 |
| 5. 学寮の対応-----2 | 11. その他-----2 |
| 6. 授業等への対応-----2 | |

II. 体調管理について P.3

- | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| 1. 毎日の検温と体調確認-----3 | 4. 定期試験中の体調不良等による
追試験について-----3 |
| 2. 登下校時と校内での防止対策-----3 | 5. 体調不良後の登校について-----3 |
| 3. 体調不良の場合-----3 | |

III. 新型コロナウイルス感染症の「疑い」や「感染」時の対応について P.4

IV. 教職員の新型コロナウイルス感染症防止対策について P.4

V. 個人情報の保護・管理並びに提供について P.4

VI. 連絡先について P.5~6

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 学生連絡先等-----5 | 3. 受診相談センター-----6 |
| 2. 教職員連絡先等-----6 | |

VII. その他留意事項 P.7~9

- | | |
|--------------------------|---------------------------------|
| 1. 多数の学生が集まる活動について-----7 | 5. 情報処理センター演習室の利用に
ついて-----9 |
| 2. アルバイトについて-----7 | 6. (参考) 岐阜県からの情報発信-----9 |
| 3. 保健室について-----7 | |
| 4. 図書館の利用について-----8 | |

【参考資料】

- 別紙1 新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート
- 別紙2 活動方針レベル対応表
- 別紙3 合宿所(待機場所)配置図
- 別紙4 新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら

I. 岐阜高専における新型コロナウイルス感染症への対応方針と体制

1. 基本方針

- (1) 学生・教職員の感染予防および感染拡大防止対策に万全を期し、健康被害を防ぐ
- (2) 学生の教育への影響を最小限にとどめるため、通常授業の実施を基本とし、学生の安全が十分に確保できないと判断される期間はハイブリッド授業や遠隔授業を実施する
- (3) 適切・十分な情報を迅速かつ確実に発信する
- (4) 国、自治体等及び高専機構の方針および地域の感染状況等を踏まえ、柔軟に対応する

2. 体制

(1) 主管会議

- ・臨時開催も含め、変化する状況や事象に迅速に対応する。
- ・必要に応じて構成員以外の出席を求める。
- ・各部署からの報告や提案に基づき、基本的な対応・対策を決定する。

(2) リスク管理室

- ・感染時フローなどの対応案について、リスク管理室長の要請に対して審議する。
- ・構成員は、岐阜高専危機管理規則第4条による。

(3) 緊急対策本部

- ・(複数の)感染者が発生した場合など、学校の閉鎖も考慮する必要があると判断される場合に校長が招集する。
- ・構成員は、岐阜高専危機管理規則第8条による。

(4) 外部機関等との対応窓口

- ・教職員：総務課長、総務・人事係
- ・学生：学生課長、学生係

3. 情報の収集・提供

- (1) 国、自治体等及び高専機構が発表する情報を早期に把握し、学内で共有するとともに対策等に反映させる。
- (2) 学校の対応状況について、ホームページ等で情報を提供する。
- (3) 感染予防に関する情報、授業や行事等に関する情報は、学生及び教職員に対してホームページやメール等により速やかに提供する。
- (4) 感染の疑いがある者に関する情報は、学生は学級担任(専攻科生は指導教員(主査))経由で学生係、教職員は総務・人事係に集約し、関係教職員に連絡する。その際、当該者のプライバシーに最大限配慮する。

4. 感染拡大防止

(1) 予防の徹底

国、自治体等及び高専機構から示される予防対策に関する情報をもとに、別紙2「活動方針レベル対応表」のレベルを決め、学生及び教職員に対して周知・徹底するとともに、その他の予防対策についても適宜周知・徹底する。

(2) 海外渡航

その時点の国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、感染拡大の可能性が認められる場合には渡航の中止を要請する。海外から帰国した場合は、国の方針に従い、一定期間の自宅待機・経過観察と

する。

(3)国内移動

国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、非常事態宣言発令の際は、県外への不要不急の移動は原則禁止とする。ただし、就職試験、編入学試験等で県外に旅行しなければならない場合、保護者の了解を得るとともに、学級担任(専攻科生は指導教員)に必ず連絡することとする。

5. 学寮の対応

- (1)感染拡大防止の観点から、寮生の安全が確保できないと判断される期間は閉鎖する。
- (2)外国人留学生については、健康観察を十分に行いながら在寮を継続する。

6. 授業等への対応

- ・対面授業を基本としつつ、学生の安全が確保できないと判断される場合には、速やかに遠隔授業に移行する。

7. 学生相談室の対応(心のケア)

- ・学生、保護者、教職員向けの相談については、通常通りの体制及び電話や Teams を用いたオンライン対応で運営する。
- ・学生相談室ホームページのカウンセラー面談予約サイトの相談受付を活用する。

8. 行事等への対応

国、自治体等及び高専機構の方針、感染状況を踏まえ、学生や教職員の安全が確保できない場合には開催方法の変更や、延期または中止を検討する。

9. 欠席・休暇の扱い

- (1)通常授業や登校日において、学生に発熱や風邪の症状等が認められ、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は自宅待機とし、公欠扱い(出席停止)とする。濃厚接触者指定された場合、ワクチン接種・副反応により登校できない場合も同様とする。
- (2)教職員において発熱や風邪症状等が認められる場合は、職務専念義務免除等の措置を講ずる。濃厚接触者指定された場合、ワクチン接種・副反応により出勤できない場合も同様とする。

10. 差別や偏見に対する相談

新型コロナウイルス感染症を理由とした差別や偏見などでつらい思いをしたら、一人で苦しまず、別紙4(文部科学省作成の参考資料)にある相談窓口も利用してみてください。

11. その他

- ・本ガイドラインは、学生・教職員のほか、短期留学生および構内に立ち入る学外者にも適宜適用されます。
- ・本ガイドラインは、文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、岐阜県からの通知等をもとに作成しています。

Ⅱ.体調管理について

別紙1「新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート」に従い対応してください。

1. 毎日の検温と体調確認

- (1) 毎朝、起床後に検温及び体調を確認する。検温及び体調確認を忘れて登校した場合は、登校後直ちに指定の場所で検温する。測定した体温と体調確認を必ずLMS(健康状態マネージャー)に記録する。
- (2) 発熱や咳、のどの痛み、頭痛、倦怠感など風邪の症状、味覚・嗅覚の低下、息苦しさ等がある時は学校に連絡する(連絡先はP.5「VI. 連絡先について」を参照)。
※発熱とは37.5度以上の場合、または平熱より0.5度以上高く体調不良の自覚症状がある場合のこと

2. 登下校時と校内での防止対策

- (1) 登下校の際に公共交通機関を利用する場合は、必ずマスクを着用し、会話は控える。
- (2) 登下校後、すぐに手指消毒(手洗い)をする。
- (3) 校内では、マスクを着用すること。ただし、屋外で他人との距離が2m以上離れている場合はマスクを外してもよい。
- (4) 屋内で会話をする際は、マスクを着用し、対面での会話はしないこと。
- (5) 食事時は黙食とすること。
- (6) 下校まで、こまめに手洗い・手指消毒を行うこと。学校内の多くの場所に消毒液を設置しています。

3. 体調不良の場合

- (1) 登校後少しでも具合が悪いと感じたときは、保健室には直接行かず保健室(070-1303-1183、058-320-1470)に電話連絡する。
- (2) 看護師により「感染が疑われる症状」に該当すると判断された場合
 - ① 看護師の指示により合宿所(鍵の管理は学生係)に移動する。保護者が迎えに来るまで待機する。
 - ② 学級担任等は保護者に連絡し、迎え(公共交通機関の利用は避ける)を依頼する。
 - ③ 病院での診断結果を学級担任等へ報告する。

4. 定期試験中の体調不良等による追試験について

体調が悪い場合には、以下の手続きとする。

- ① 学校に連絡する(連絡先はP.5「VI. 連絡先について」を参照)。
- ② 原則、病院を受診する(領収書等のコピーを学級担任に提出)。
- ③ 診断結果を学級担任に報告してから登校する。
- ④ 定期試験期間中の場合は、病院を受診した日を含めて「公欠扱い(出席停止に準ずる)」として追試験を受ける手続きに入る。

5. 体調不良後の登校について

医師から登校許可が出た場合は、登校前に学校へ連絡してください。

【参考】授業時間帯

- 08:50~09:00 ショートホームルーム(健康管理)・・・学級担任, 授業担当者等
09:00~10:30 【1限】
10:30~10:40 休憩時間(10分)
10:40~12:10 【2限】
12:10~13:00 休憩時間(50分)
13:00~14:30 【3限】
14:30~14:40 休憩時間(10分)
14:40~16:10 【4限】

Ⅲ.新型コロナウイルス感染の「疑い」や「感染」時の対応について

別紙1「新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート」に従い対応してください。

Ⅳ.教職員の新型コロナウイルス感染症防止対策について

- ①教職員は、毎朝の検温と体調を記録し、発熱等体調不良の場合は出勤しないこと。
- ②公共交通機関利用者は通勤中にマスクを着用し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意するとともに会話を控えること。
- ~~③出勤時や外出後から校舎に入る前に、手指消毒若しくは手洗いを行うこと。~~
- ~~④勤務中に体調不良となった場合は、上司及び総務・人事係(非常勤講師はサポート教員)に報告し速やかに帰宅すること。~~
- ~~⑤マスクを着用すること。ただし、屋外で他人との距離が2m以上離れている場合はマスクを外してもよい。複数での食事の際には、他の人が食べ終わるまでは、マスクをしていても会話を控えること。~~
- ⑥勤務時間内はもとより、勤務時間外も常に密閉、密集、密接の3密を避けるように心がけ、3密が同時に重なる場を避けて行動するようにすること。
- ⑦文部科学省作成の「学校の新しい生活様式」を踏まえオンライン会議システムの活用や集合会議開催の場合は参加者を最小の人数に絞り換気をしつつ広い部屋で行うなどの工夫を行うこと。また、状況に応じて教員等の在宅勤務及びローテーション勤務や時差出勤を行うこと。
- ⑧家族、親族に感染者、濃厚接触者や接触者と保健所から特定された場合は、別紙1「新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート」に従い速やかに総務課 総務・人事係に連絡すること。なお、出勤は校長からの許可が出るまでしないこと。

Ⅴ.個人情報の保護・管理並びに提供について

感染者等の情報は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外では使用しません。また本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。取得した個人情報は、紛失や漏洩などが発生しないよう適切に管理します。

VI.連絡先について

1. 学生連絡先等

①学生本人またはその同居家族がPCR 検査を受ける場合は、電話にて学級担任等(専攻科は指導教員)に連絡する。

【平日 8:30～17:00 連絡先】

学級担任等(専攻科は指導教員)

学級担任等に連絡がつかない場合は学校に連絡(電話:学生係 058-320-1254)

【平日夜間(17:00～8:30)・土日・祝日等 連絡先】

警備員室(電話:058-320-1211、090-9894-0638)

【連絡内容】

以下の内容を簡潔に伝える。

- ・学生のクラス、氏名、連絡先(電話番号)
- ・PCR 検査を受ける者(学生本人、父親、母親、兄弟等)
- ・保健所又は医療機関の指示内容
検査を受ける経緯、検査日、検査場所、検査結果判明予定日
- ・連絡のあった保健所又は医療機関名
保健所の場合はその連絡先(可能な限り)
- ・体調不良、検査を受けるのが学生本人の場合
現在の体調、体温〇〇度、異常の有無→有る場合は、何時からか、異常の内容・程度

②LMS を利用した健康管理について

「体温が 37.5 度以上」「体調異常がある」を選択した場合、保護者等と相談のうえ次のように対応する。

- ・学校に連絡する(連絡先は上記①を参照)。
- ・原則、医療機関を受診し、登校の可否を確認する。登校不可の場合、いつから(どのような状態になったら)登校可能か併せて確認する。なお、感染もしくはその疑いにより登校できなかった日については「公欠扱い(出席停止に準ずる)」を認める。
- ・上記理由により登校できなかった場合は担任等に相談のうえ以下のとおり対応する。
平常授業時:可能であればオンライン受講等で対応してもらう。
試験期間時:追試験を受ける手続きをする。
休んだ場合:「公欠扱い(出席停止に準ずる)」の手続きをとる。
根拠資料(写し)を添付する。医療機関受診の領収書、担任等とのメール等のやり取り、LMS の画面等。

＊ 令和5年度学級担任名簿(○印は、学年主任)

	学科名	機械工学科	電気情報工学科	電子制御工学科	環境都市工学科	建築学科
第1学年	教員名	○岡崎 貴宣	小泉 嘉輝	佐竹 直喜	勝野 太介	樋口 千紘
	研究室電話番号	320-1304	未定	320-1287	320-1310	320-1289
	メールアドレス	okazaki	koizumi	satake	d-katsuno	higuchihi
第2学年	教員名	児玉 恵理	○北川 真也	八木 真太郎	赤川 佳穂	安里 陽子
	研究室電話番号	320-1281	320-1305	320-1285	320-1301	320-1282
	メールアドレス	ekodama	kit058shiny	yagi	akagawa	asato
第3学年	教員名	石丸 和博	堀内 咲江	○栗山 嘉文	北 真人	山本 翔吾
	研究室電話番号	320-1334	320-1359	320-1375	320-1400	320-1414
	メールアドレス	ishimaru	sakie-h	kuriyama	m-kita	s.yamamoto
第4学年	教員名	山田 実	○山田 博文	森口 博文	水野 剛規	櫻木 耕史
	研究室電話番号	320-1343	320-1361	320-1321	320-1394	320-1423
	メールアドレス	myamada	hyamada	moriguti	mizuno-y	sakuragi
第5学年	教員名	熊田 圭悟	白木 英二	小林 義光	○鈴木 正人	犬飼 利嗣
	研究室電話番号	320-1345	320-1353	320-1342	320-1397	320-1419
	メールアドレス	kumada	shiraki	kobayashi	suzumasa	inukai

	専攻名	先端融合開発専攻	
1年次 2年次	教員名	専攻科長 片峯 英次	専攻科長補佐 鶴田 佳子
	研究室電話番号	320-1339	320-1416
	メールアドレス	katamine	yoko

注：研究室電話番号は、市外局番「058」の後に上記の番号を続けてください。
メールアドレスの後に、@gifu-nct.ac.jp を続けてください。

2. 教職員連絡先等

教職員またはその同居家族がPCR 検査を受ける場合は、以下に連絡する。

【平日 8:30～17:00 連絡先】

総務課総務・人事係(電話:058-320-1219)

【平日夜間(17:00～8:30)・土日・祝日等 連絡先】

警備員室(電話:058-320-1211、090-9894-0638)

岐阜工業高等専門学校緊急連絡網により関係者に通知します。

3. 受診相談センター

保健所	電話番号	FAX 番号
岐阜保健所	058-380-3004	058-371-1233
西濃保健所	0584-73-1111(内線 273)	0584-74-9334
関保健所	0575-33-4011(内線 360)	0575-33-4701
可茂保健所	0574-25-3111(内線 358)	0574-28-7162
東濃保健所	0572-23-1111(内線 361)	0572-25-6657
恵那保健所	0573-26-1111(内線 258)	0573-25-1174
飛騨保健所	0577-33-1111(内線 309)	0577-34-8327
岐阜市保健所	058-252-0393	058-252-0639

都道府県別相談センター



(その他の管轄地域)都道府県別相談センター(都道府県別)

Ⅶ.その他留意事項

1. 多数の学生が集まる活動について

【部活動】

- 「クラブ活動再開チェック事項【学生主事ホームページ】」に従って実施する。
- トレーニングセンターの使用にあたっては、注意事項を厳守しこまめに器具を消毒する。

2. アルバイトについて

学生便覧、学生心得(18)の通り、アルバイトは学資、生活費、家計の補助を目的とするものに限る。ただし、事前に保護者と十分に相談してください。

3. 保健室について

保健室の入室にあたっては、必ず電話あるいは保健室前のチャイムで連絡し、許可を得てから入室してください。

4. 図書館の利用について

- 図書館の開館日時・時間については図書館ホームページを確認してください。
 - 遠隔授業の実施状況により学生向けに図書宅配貸出・返却サービスを実施することがあります。利用方法・期間については、LMSの図書・情報係からのお知らせを参照ください。
 - 利用上の注意事項
 - ◆ 37.5℃以上の発熱、身体に不調がある場合は入館できません。
 - ◆ 飛沫感染防止のため、館内ではマスクの着用をしてください。
 - ◆ 館内での私語、飲食については禁止します。
 - ◇ 一度手に触れた図書は書架に戻さず、館内の指定された場所に置いてください。
 - ◇ 入退館時に「入退室管理」にクラス、氏名、入館・退館時間を入力してください。
 - ◇ 館内入口にある消毒液で手指消毒をしてください。
- ※「◆」の項目については後述の情報処理センター演習室利用上の注意事項でも同様となります。
- 館内では図書館職員の指示に従って利用してください。



手指消毒をしてから入館しましょう



入退出管理に入力をしましょう



動線案内に従いましょう

5. 情報処理センター演習室の利用について

- ~~情報処理センター演習室を自習等で利用する際は入室管理を行います。入室前に受付を行って入室してください。この他、利用方法・時間等の詳細は以下のLMSページで告知します。~~
- 利用上の注意事項
 - ◇ 前頁の図書館利用上の注意事項の「◆」の項目に同じ。
 - ◇ ~~受付時に「入退出管理」にクラス、氏名、入室・退室時間を入力してください。~~
 - ◇ ~~受付にある消毒液で手指消毒をしてから入室してください。~~
 - ◇ ~~PCの使用前後にアルコールティッシュでマウス・キーボード・電源ボタン等の手の触れる部分を消毒してください。~~
- 授業での利用は授業担当教員の指示に従ってください。



入退出管理に入力をしてください



使用前後にアルコールティッシュで触る部分を消毒してください

6. (参考)岐阜県からの情報発信

岐阜県の公式 SNS でも新型コロナウイルスについて情報発信されています。

岐阜県公式Twitterアカウント
「岐阜県公式コロナNEWS」(@gifucovidnews)
URL:<https://twitter.com/gifucovidnews>



2022/11/15

新型コロナウイルス感染症に伴う自宅待機期間、学級閉鎖等について(2022年11月15日版)

岐阜高専リスク管理室

岐阜高専では厚生労働省の指針に基づき、現時点で以下の対応としています。

(今後、国、岐阜県の指針変更等によっては変更される可能性があります)

【陽性者の自宅待機期間】

- ① 無症状の場合、検体採取日を0日目とし基本的には8日目から解除となります。ただし、5日目に抗原検査キットで陰性を確認すれば6日目から解除となります。診断時に無症状だった人が途中で新型コロナを発症した場合、発症日を0日目と再設定して有症状陽性者扱いとなります。
- ② 有症状の場合、入院している場合と入院していない場合で療養期間が変わります。入院している場合、発症日を0日目とし症状軽快から72時間経過していれば11日目に解除となります。入院していない場合、発症日を0日目とし症状軽快から24時間経過していれば8日目に解除となります。
- ③ 登校を禁止する「出席停止（コロナ公欠）」は上記期間で適用されますが、9/7付けで短縮された自宅待機期間（陽性者8～10日目）についても、もし感染防止のための療養の要望が学生・保護者から出れば出席停止（コロナ公欠）として扱います。事前に担任等へ連絡の上療養していただき、登校可能になってから欠席届を提出して下さい。

【濃厚接触者の自宅待機期間】

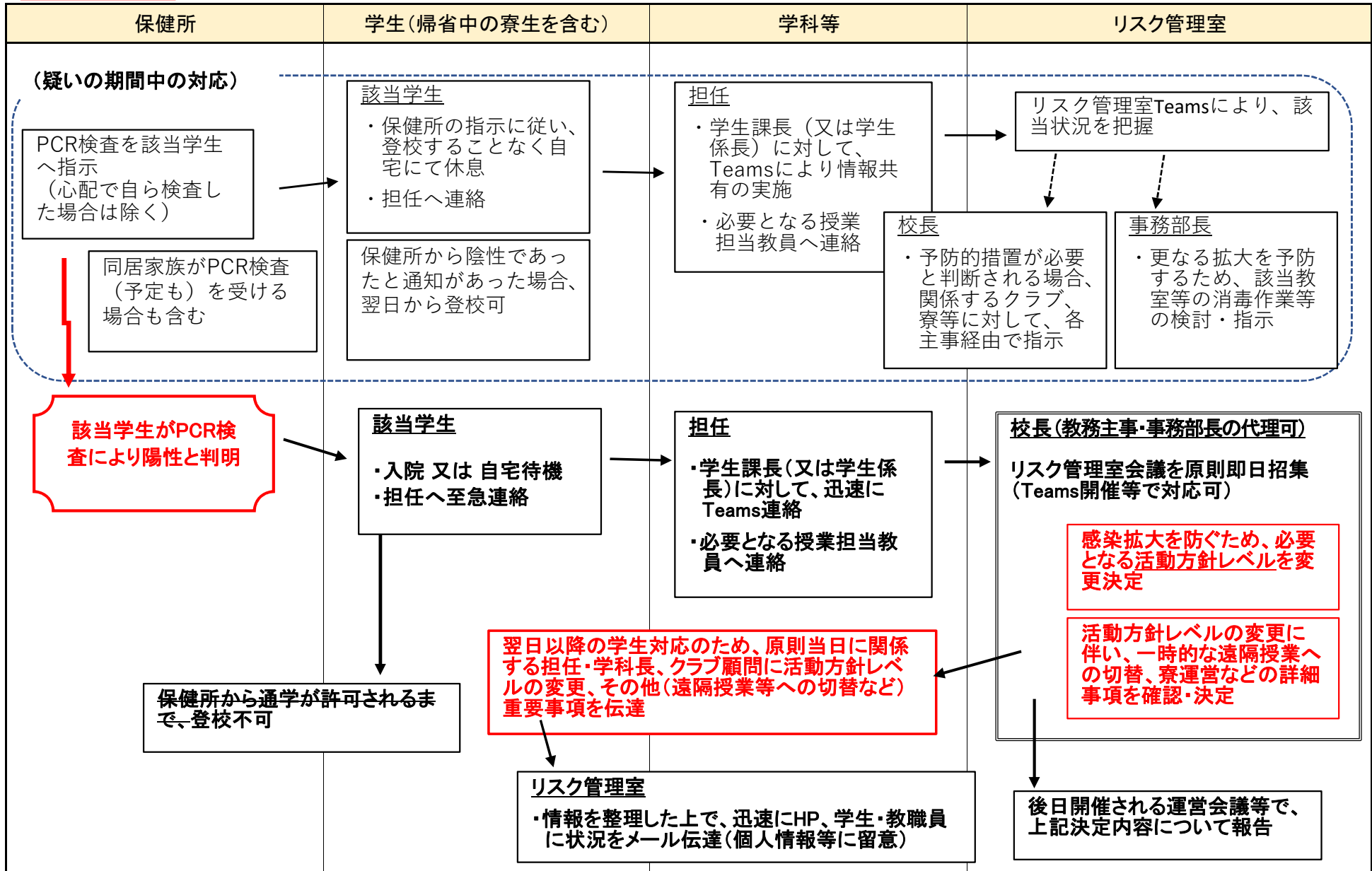
- ① 陽性者との最終接触日を0日目とし、基本的には6日目から解除となります。ただし、2日目と3日目に抗原検査キットで連続して陰性を確認すれば4日目から解除となります。なお、濃厚接触者の発熱外来利用は控え、自己検査として下さい。
- ② 自宅待機期間中に陽性が判明した場合は、その後7日間かつ症状軽快後24時間の自宅待機が必要となります。
- ③ 登校を禁止する「出席停止（コロナ公欠）」は上記期間で適用されますが、9/7付けで短縮された自宅待機期間（濃厚接触者6～7日目）についても、もし感染防止のための療養の要望が学生・保護者から出れば出席停止（コロナ公欠）として扱います。事前に担任等へ連絡の上療養していただき、登校可能になってから欠席届を提出して下さい。

【学級閉鎖（遠隔授業）】

- ① 感染者がいる学級内で感染者の最終登校日を0日として、翌日から4日間に、学級内に3人目の感染者が出た場合は、学級内で感染が広がっている可能性が高いと考え、感染者の最終登校日を0日として、翌日から4日間の学級閉鎖（遠隔授業）を実施します。なお、感染者数については感染経路（家庭内感染、学内感染等）を問わずにカウントします。
- ② その他、リスク管理室が必要と判断した場合に学級閉鎖（遠隔授業）を実施します。

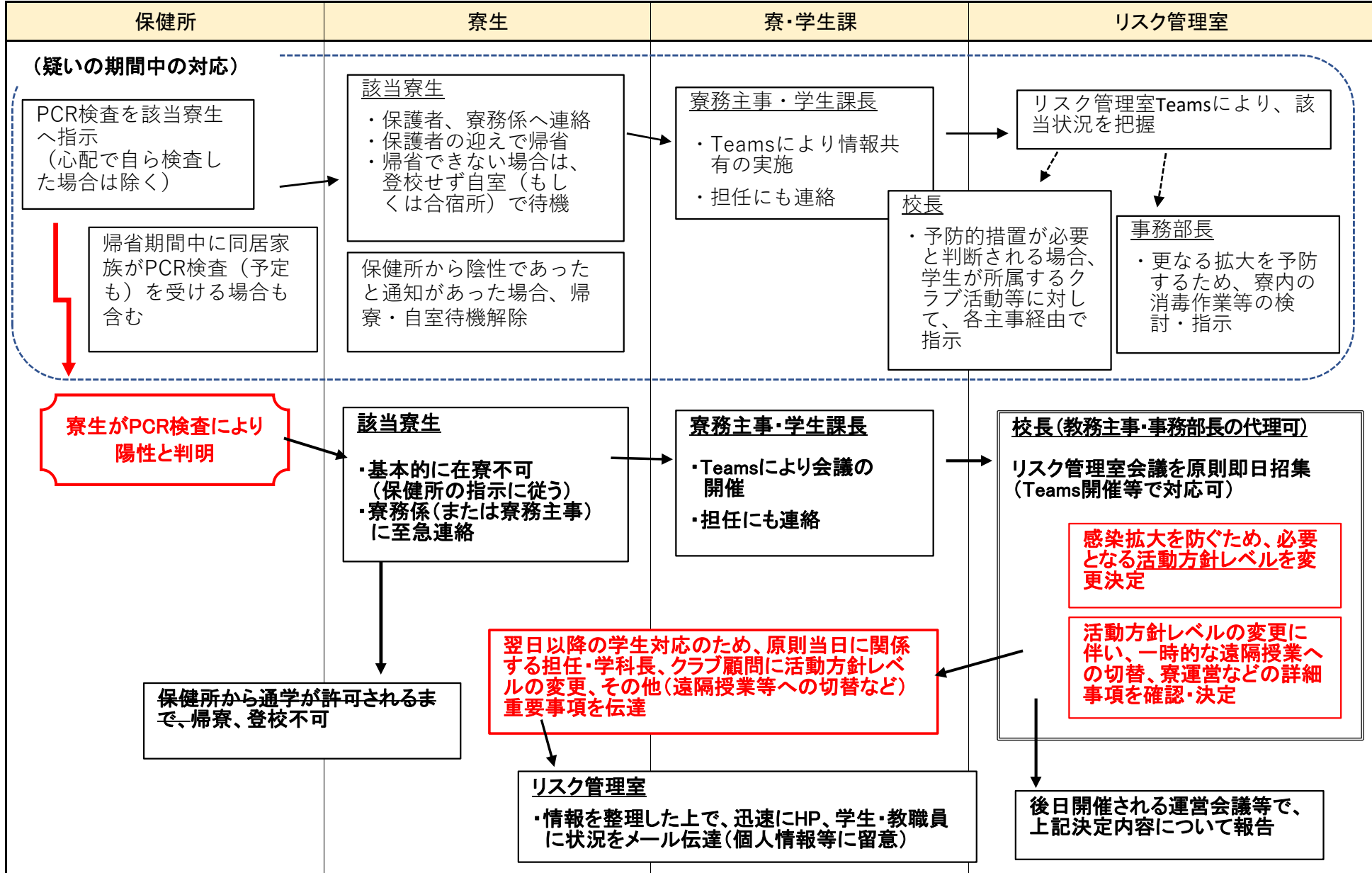
学生版

新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート



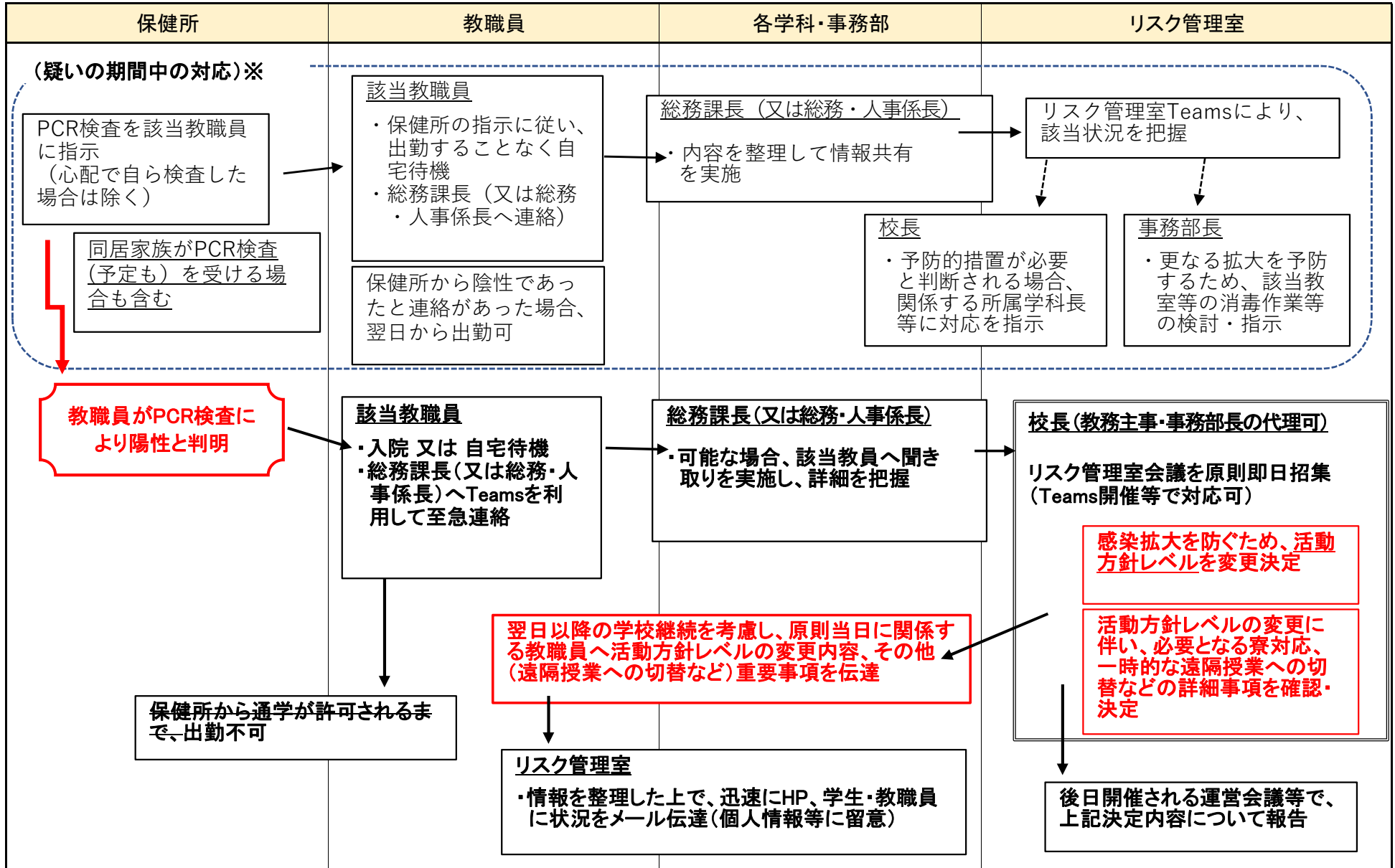
寮生版

新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート



教職員版

新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート



※ 教職員本人が保健所の指示によりPCR検査を受ける場合は、職務専念義務免除、同居家族がPCR検査を受ける場合は、予防的対処として在宅勤務を基本とする

学 生 版

**新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート
補足資料(学生向け)**

◎学生から学級担任等への連絡方法について

学生本人または同居家族が PCR 検査を受ける場合は、電話にて学級担任等(専攻科は指導教員)に連絡する。

【電話連絡先】

平日 8:30～17:00 : 学級担任等(専攻科は指導教員)

学級担任等に連絡がつかない場合は学校に連絡(電話:学生係 058-320-1254)

平日夜間(17:00～8:30)・土日・祝日等 : 警備員室(電話:058-320-1211、090-9894-0638)

【連絡内容】

以下の内容を簡潔に伝える。

- ・学生のクラス、氏名、連絡先(電話番号)
- ・PCR 検査を受ける者(学生本人、父親、母親、兄弟等)
- ・保健所又は医療機関の指示内容
検査を受ける経緯、検査日、検査場所、検査結果判明予定日
- ・連絡のあった保健所又は医療機関名
保健所の場合はその連絡先(可能な限り)
- ・学生本人の場合
現在の体調、体温〇〇度、異常の有無→有る場合は、何時から、その程度も

◎LMS を利用した健康管理について

「体温が 37.5 度以上」「体調異常がある」を選択した場合、保護者等と相談のうえ次のように対応する。

- ・学級担任に連絡(電話、メール、Teams 等)する。
連絡がつかない(1 時間以内に返信がない)場合は、学校に連絡(電話:学生係 058-320-1254、代表 058-320-1211)する。
- ・原則、医療機関を受診し、登校の可否を確認する。登校不可の場合、いつから(どのような状態になったら)登校可能か併せて確認する。なお、感染もしくはその疑いにより登校できなかった日については「公欠扱い(出席停止に準ずる)」を認める。
- ・上記理由により登校できなかった場合は担任等に相談のうえ以下のとおり対応する。
平常授業時:可能であればオンライン受講等で対応してもらう。
試験期間時:追試験を受ける手続きをする。
休んだ場合:「公欠扱い(出席停止に準ずる)」の手続きをとる。
根拠資料(写し)を添付する。医療機関受診の領収書、担任等とのメール等のやり取り、LMS の画面等。

1. 教育活動（授業、実習、研究指導等）

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、授業等の実施	→原則的に年度期間中全て
2	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、同日の学生入構を一部制限（例：一部の学年・学科の遠隔授業の実施） 校外実習・特別実習は、安全な実施状況が確認できれば可	・岐阜県（本巣市）において、緊急事態宣言、まん延防止重点措置等に指定された場合 （状況に応じて判断する） ・保健所の指示等に基づいて、陽性者が発生した該当クラス等の登校禁止を実施
3	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、卒業研究・特別研究のみ登校可能 他は遠隔授業で実施	・県教育委員会等からの要請 ・本校所在地域で感染がまん延していると判断される場合等
4	登校の中止、遠隔授業のみの実施 校外実習・特別実習は、中止	・県教育委員会等からの要請 ・全国的に感染がまん延していると判断される場合等

※本対応表は、政府・県の対処方針等の変更や本校の実質的な対処方針の適正化により、変更がすることがある

2. クラブ活動

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	<p>感染防止対策（活動前の健康状態の確認、活動後の速やかな解散など）を実施した上、活動・練習時間の短縮を推奨</p> <p>公式試合では、主催者の感染防止対策（各競技団体の指針等による）を厳守</p>	<p>→原則的に年度期間中全て</p>
2	<p>活動は、可能な限りマスク着用で実施</p> <p>原則平日週4日で2時間以内、週末土日は活動自粛 （大会等がある場合は、土日いずれか1日だけ練習可、3時間以内（昼食なし）</p> <p>練習試合、遠征、合同練習は原則禁止（必要性が高い場合、校長へ相談）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会等からの要請 ・ 岐阜県（本巣市）において、まん延防止重点措置等に指定された場合
3	<p>特定クラブ活動の活動中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会等からの要請 ・ 該当クラブ活動を原因として学生、顧問等において陽性者が発生した場合
4	<p>全てのクラブ活動の原則中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会等からの要請 ・ クラブ活動等を原因として同時に複数の学生、顧問等において陽性者が発生した場合 ・ 本校所在地域において感染が広がっており、危機的状況と判断される場合等

3. 寮運営

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	感染防止対策（原則1人1室、寮食堂の分散利用等）を実施した上、寮運営の継続	・原則的に年度期間中全て
2	原則1人部屋にて自粛（補食室、談話室の利用禁止）	・複数の寮生においてPCR検査を実施される場合
3	寮生の外出禁止	・本校周辺地域において急激に感染状況が悪化していると判断される場合
4	寮閉鎖、寮生の一時帰省	・寮内でクラスター発生等、重大な状況と判断される場合

4. 学校運営

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、教員の教育研究活動のため入構許可	原則的に年度期間中全て
2	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、教員の在宅勤務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一部学生対象の遠隔授業の実施 ・県教育委員会等からの要請 ・岐阜県（本巣市）において、まん延防止重点地域等に指定された場合
3	運営上必要となる場合を除き、教員の在宅勤務の実施 一部事務職員・技術職員の在宅勤務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全学生対象の完全遠隔授業の実施 ・県教育委員会等からの要請
4	原則、教職員の入構禁止 校内の安全確保、資産維持のための最小限の関係職員のみ入構許可	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・本校所在地域において感染が拡がっており、危機的状況と判断される場合等

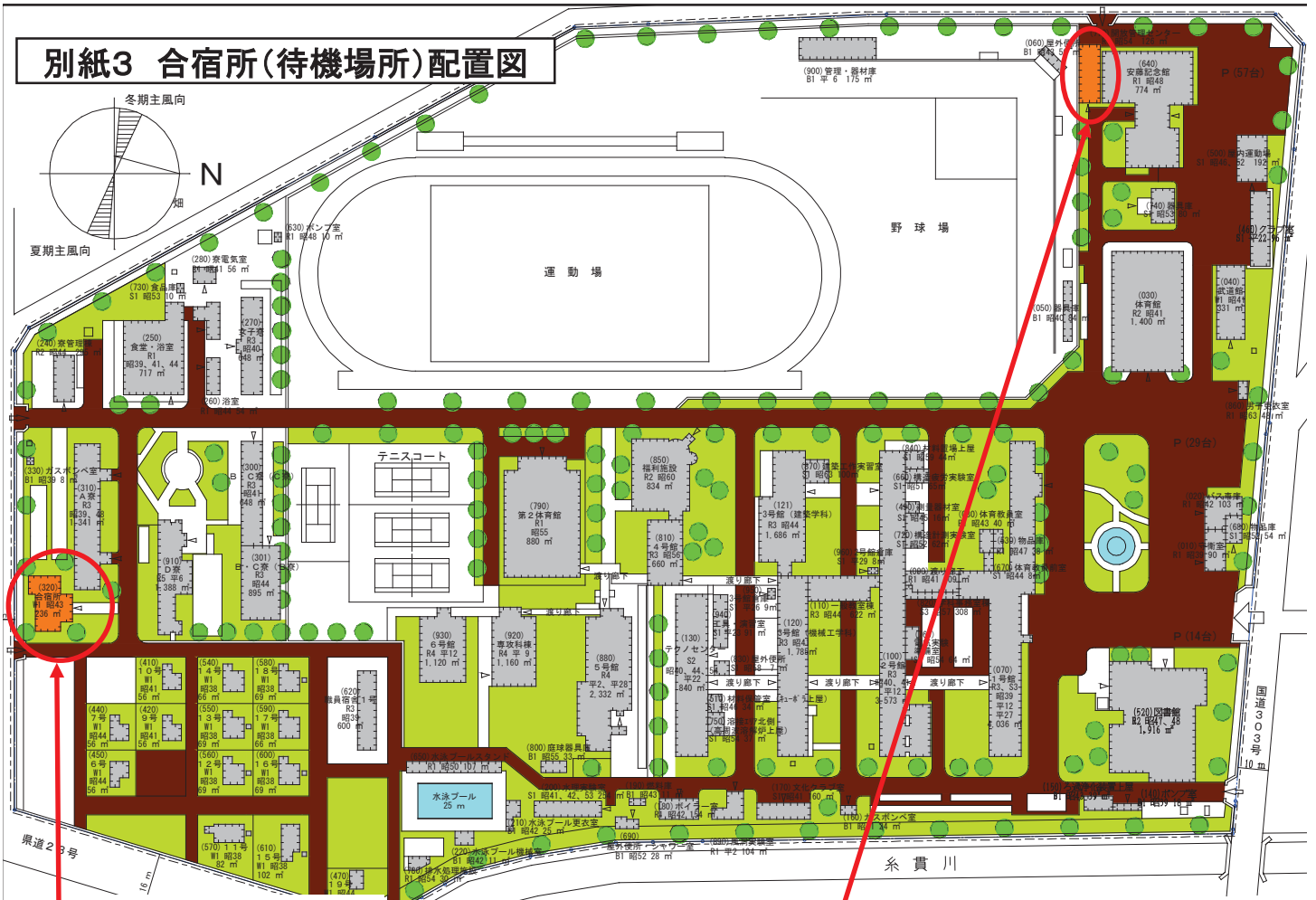
5. 出張・旅行

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	不要不急の出張・旅行の注意	・原則的に年度期間中全て
2	不要不急の出張・旅行の自粛	・出張先の都道府県等が独自に宣言等を発出している場合
3	不要不急の出張・旅行の原則延期	・緊急事態宣言対象地域へのお出張の場合等
4	全ての移動を原則禁止	・緊急事態宣言が国内全域で発出され、本校教職員の安全を確保できないと判断される場合

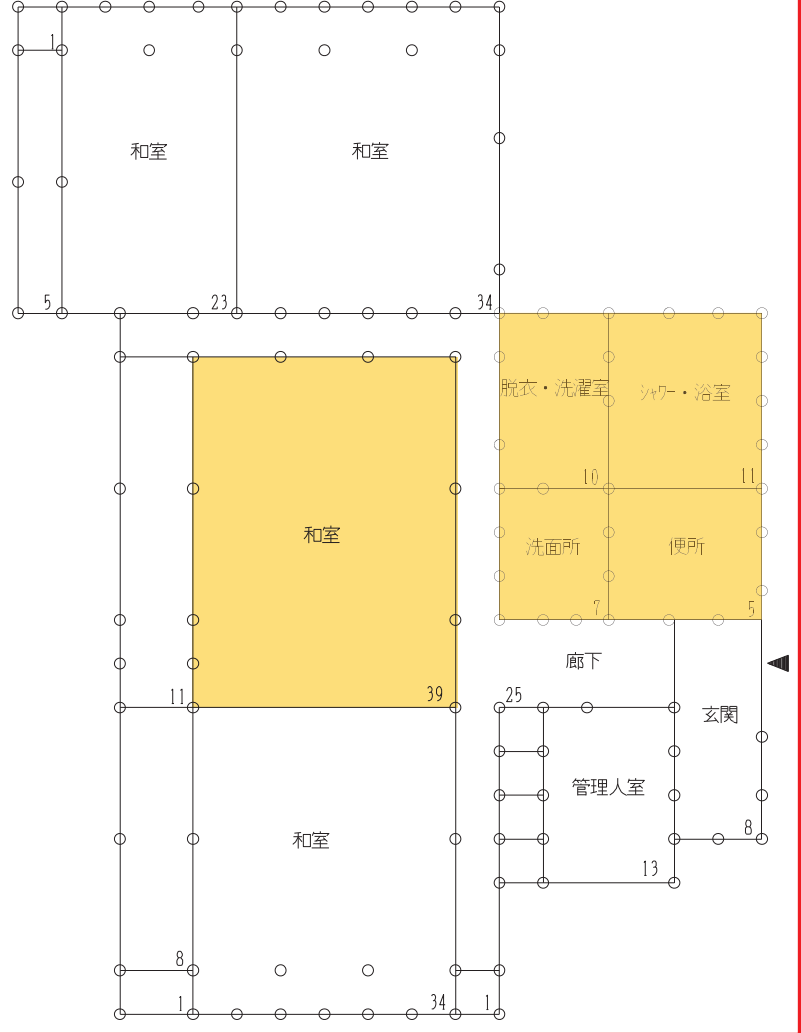
6. 学外者（受験生を含む）の入構

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、 入構許可 ただし、入構の場合は滞在時間を最短となるよう留意	・原則的に年度期間中全て
2	当該都道府県からの学外者入構については、自粛の検討 （ただし、本校の活動に必要となる学外者（受験生を含む）は、更なる感染防止対策を実施したうえで対応可） 学外者が主体となる催し等への施設貸出の自粛又は禁止	・緊急事態宣言対象地域等の感染状況が良くない地域からの来校者が含まれる場合等
3	全ての学外者の入構禁止	・全国的に感染がまん延していると判断される場合等

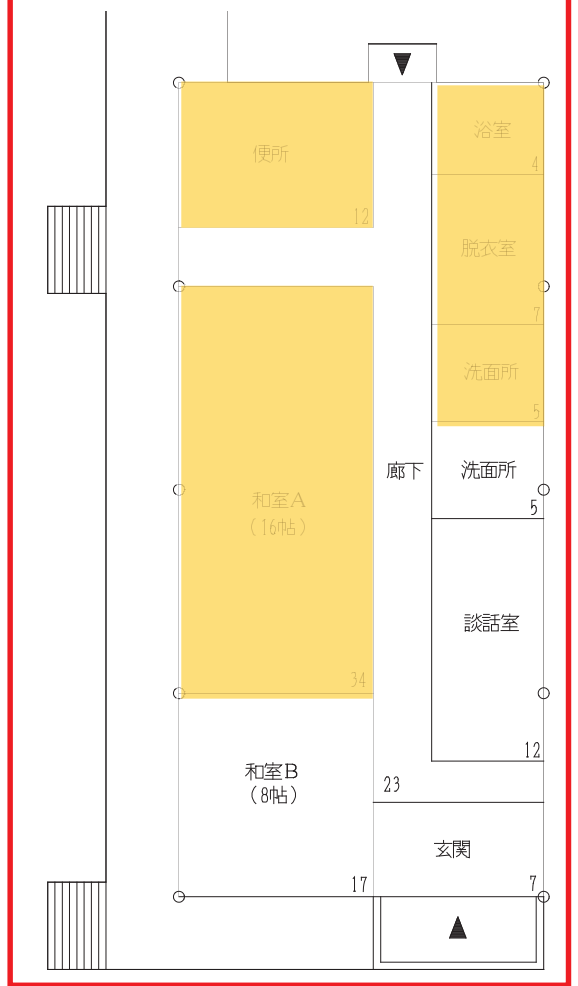
別紙3 合宿所(待機場所)配置図



合宿所 (第1 凌雲荘)



開放管理センター
(第2 凌雲荘)



新型コロナウイルス感染症を理由とした 差別や偏見などでつらい思いをしたら

児童生徒等の皆さんの不安や悩みを受け止める相談窓口は、下記の通りです。一人で苦しまず、ぜひ利用してみてください。

- 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm

- 子どもの人権110番《法務省》 0120-007-110
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

- 都道府県警察の少年相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

- いのちの電話の相談 0120-783-556
一般社団法人日本いのちの電話連盟
<https://www.inochinodenwa.org/>

- チャイルドライン(18歳までの子供が対象) 0120-99-7777
<https://childline.or.jp/>

- 新型コロナこころの健康相談電話 050-3628-5672
一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人日本公認心理師協会
<http://www.jsccp.jp/info/infonews/detail?no=730>